

○議長（茅沼隆文）

次に、日程第3 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情（委員会報告）を議題といたします。

本件につきましては、平成28年3月23日付けで教育民生常任委員長より審査結果の報告があったものです。

報告を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（小玉直樹）

それでは、陳情審査報告を朗読いたします。

平成28年3月23日、開成町議会議長、茅沼隆文様。教育委員会常任委員会委員長、佐々木昇。

陳情審査の報告について。

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、開成町議会会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

記。

受理番号、第1号、受理年月日、平成28年1月7日。

陳情者の住所及び氏名、大阪府東大阪市六万寺町3-12-33、軽度外傷性脳損傷仲間の会、代表、藤本久美子。

件名、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情。

審査の結果、不採択とすべきもの。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

それでは、次に、教育民生常任委員長に報告を求めます。

委員長。

○1番（佐々木昇）

教育民生常任委員会委員長の佐々木昇です。

陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情の審査結果について、審査結果、不採択とすべきもの。

審査結果について、次のとおり、その経過等を報告、意見を付します。

平成28年開成町議会3月定例会議で教育民生常任委員会に付託された本陳情の趣旨は、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの教育機関における周知徹底、専門医による適切な検査受診の義務付け、各自治体への相談窓口の設置、教育機関における事案発生時の迅速な調査の徹底を国、政府等関係機関へ求めるものでありました。

この陳情につきまして、当委員会では、まず開成町の現状を把握するため、町内での関係事案の発生状況や教育機関での対応方法等について情報収集をし、委員間で審

議を行いました。その結果、委員会としては、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの教育機関での周知徹底や対策、重篤な事案に対する迅速な調査は重要と考え、陳情の趣旨は理解するところですが、各自治体に相談対応のできる職員の配置や相談窓口の設置については、小規模自治体等での単独設置は困難な状況であり、時期尚早であると判断しました。また、教育機関においては、校内救急態勢のマニュアル化により児童・生徒の安全・安心が確立されていることが確認できました。

以上により、本陳情については全員一致で不採択とすることに決定いたしました。

なお、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの受傷者が介護、医療など十分な補償が受けられる体制整備は重要な課題と認識し、本件については今後も注視していきたいと考えます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（茅沼隆文）

報告が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

教育民生常任委員会の委員長報告は重く受けとめさせていただいたうえで質問をさせていただきます。3月16日に3月の本会議、定例会議が終了いたしまして、そして3月23日付けで議長へ、この陳情について不採択というような報告がなされたというふうに、今、お話があったわけですが、その間、1週間ということで、かなり大変な中、委員会としては取り扱われたということでおもんばかるところでございます。1週間のタイムスケジュールの中で情報収集に当たった内容等、今、委員長からご報告をいただいたわけですが、そのほかに、1週間というこの中で、どのような情報収集、また各委員間の中での動きがありましたか、タイムスケジュールも含めた中で、もう少し詳しくお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（茅沼隆文）

委員長。

○1番（佐々木昇）

1番、佐々木昇です。

この1週間の中でといいますか、3月23日に教育民生常任委員会を行いました。その中で、先ほど言ったように資料請求等をさせていただきました、その内容を委員間で討議したというところでございます。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

陳情の内容の最終的な「記」という形で、陳情の事項が多岐にわたりまして1項目から4項目まであるわけですが、1項目の場合は教育機関での周知徹底と対

策、二つの項目には専門医による診断と適切な検査の実施、三つに関しましては周知、啓発、予防措置の推進と相談窓口の設置で、4番目には園内、学校内で発生した場合の正確かつ迅速な調査、開示の実施ということで、かなり盛りだくさんの内容だなというふうに考えるところでございます。

先ほど、最初の委員長報告の中でも一部、これからも注視していきたいというような前向きなお話があって、ほっとしたところでございます。陳情の扱いは一部採択とすることができない現状もあるので、苦渋の選択ではなかったかというふうに思うわけですが、例えば、この陳情者が言われているポケットスキヤットを緊急隊員につけたほうがいいのではないかとか、あと、それぞれ周知徹底のことですとか、また相談窓口のありようについて開成町の現状等々を調べられたわけですけれども、そういう細かい議論について、何か具体的な事例がございましたらお聞かせください。

○議長（茅沼隆文）

教育民生常任委員会委員長。

○1番（佐々木昇）

もっと細かいと。教育委員会さんのほうから緊急対応マニュアルというようなものを提示させていただいた中で、相談窓口につきましては、先ほど言ったとおりに、ちょっと現状、開成町では難しいかなと。その他におきましては、やはり陳情の趣旨、その辺は十分認識して、これからも、開成町の中でという話ですと、今後、考えていてもいいのかなと。現在、開成町の中でというお話になりますと、こういう相談とか、近年、こういう事例が特になかったというような情報も受けておりますので、そのような形で委員会は進めさせていただきました。

○議長（茅沼隆文）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

町の中でという視点と、それから、この陳情先が国、政府機関であるという視点も大事ではなかったのかなというふうに思うところでございます。委員長の答弁、ありがとうございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑はございますか。

7番、下山議員。

○7番（下山千津子）

委員長報告を受けたわけですが、ほかの委員の方からもご意見をお伺いさせていただきたいと思っております。審議内容を、もう少し知りたいと思っておりますので。

○議長（茅沼隆文）

佐々木委員長。

○1番（佐々木昇）

すみません。ほかの委員さんということですがけれども、同じ委員会でやられていたので、多分、答えは一緒だと思うので、私が代表して言わせていただきます。

○議長（茅沼隆文）

いいですか。

9番、井上議員。

○9番（井上三史）

9番、井上です。

この陳情を出された人の新聞記事を私、細かく精査させていただいた中で、発端はスポーツをやっている中で脳しんとうであったと。ところが、数年たった後、就職するときに支障が起き、非常に就職先に困難であったというような事例です。私、実は相談業務を数年やっていた経緯があり、やはり人が困ったときには何らかの対応が必要であると。新聞記事の内容をよく読んでみますと、その仕組みが現在、国の中あるいは市町村の中で、この対応に十分なされていない、だからこそ陳情を出してきているというふうに私は解釈しております。

先ほどの委員長の答弁は教育民生常任委員会の結論ですので、その意見については私も尊重する立場でおります。しかしながら、困った町民に、もし、過去、事例がなかったから対応ではないというふうなこともちょっと気になるのです、私としては。でも、人口が増えていき、子どもたちが学校の中でスポーツに励んでいく中で、こういう事例は今後あり得る可能性がある。将来を見越した中で考えていったときに、相談窓口を市町村の中で設けられないという実情も背景にある中で、しかし、これは広域で考えていってこそ意味が出てくると。こういうようなところは、相談を受けますよと、それをいろいろなところにつなげていきますよというような仕組みだけでも、これからのために設けておく必要があるのではないかと、そんなふうに私は考えております。

神奈川県内で幾つか、過去、陳情を出したところをちょっと調べさせていただきましたけれども、幾つかの自治体の中で意見書を実は過去、採択しております。神奈川県内では、この辺のところでは、横浜市、茅ヶ崎市、平塚市、大磯町、二宮町、大和市というようなところが、過去、一度、陳情を出しております。この辺のところを教育民生常任委員会のほうで調査していただいたかどうか、その辺のところを質問させていただきます。

○議長（茅沼隆文）

佐々木委員長。

○1番（佐々木昇）

まず、この陳情は、先ほども言いましたように、国、政府機関等に出すということで、全国的なことを調べてやっていくのが本筋かなというふうには感じておりました。でも、それはいささか、私ども、今は困難なところで、その中で開成町というところでやらせていただいたのですけれども、その辺、開成町、この辺の広域的な窓口設置は委員の中でも話は出ました。そのあたりでしたら、陳情を採択しなくても、井上議員さんなんかは一般質問もありますので、開成町の中でやっていただいてもいいのかなというふうには考えます。

あと、先ほど意見書を出したというところですが、私が認識しているところでは、これは26年度に出された陳情かなど。横浜市、茅ヶ崎市、平塚市、大和市、大磯、二宮、この陳情は、今回出された陳情とちょっとまるっきり内容が違うというふうに、まるっきりではないのですけれども、今回の陳情とは内容が違うということで、委員会では、そういう認識になりました。ですから、この辺は、今回は外していただいたというか、調査の対象からは外させていただきました。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9番（井上三史）

今回の陳情は2回目ということで、私も承知しております。前回の陳情のときに、そういうふうに意見書を出しているという自治体です。ただし、関連があり、困っているのは本人なのです。全国で事例が少数であったとしても、困っている人に対して何らかの手を差し伸べていくのが人づくりであるし、教育の中で行われた中で、将来、就職に影響が出るということが今後、やはり事例がゼロではないはずだと。そのために、教育の観点で、あるいは相談の観点で考えていくというようなことを切り開いていくような意見書も出すことはできるのではないかと。私は、そう考えたので、質問させていただきました。

○議長（茅沼隆文）

8番、和田議員。

○8番（和田繁雄）

8番、和田でございます。

先ほど佐々木委員長のほうから、この問題に対して重要であるというふうなコメント、これもいただきました。今後もこの問題については注視していきたいというコメントがございましたが、これ、具体的に注視するというのは、どういう形で注視をしていくのか、そこをお考えでしたら教えていただきたいと思えます。

○議長（茅沼隆文）

佐々木委員長。

○1番（佐々木昇）

全国的に意見として出されたのは、医療機関さんなんかでも、こういう重要な問題になってくれば、そういうところからも意見とかがどんどん上がってくるのかなど。また、開成町の中でいいますと、現在でもまるっきり対応はしていないと、学校でも対応マニュアルがありますし、保健課のほうでも保健師さんが相談に来れば対応されていると。そういった中で、もう少し、こういう対応が必要になってくるような状況というのが見られることになってくる雰囲気であるというか、そういうことになってくるようでしたら、それはそれで、また、もう一步踏み込んだ中で考えていかななくてはならないのかなというふうな考えでございます。

○議長（茅沼隆文）

よろしいですか。

(「なし」という者多数)

○議長(茅沼隆文)

それでは、ほかに質疑がないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(茅沼隆文)

討論がないようですので、採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするべきものであります。陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情を採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立少数)

○議長(茅沼隆文)

着席ください。起立少数により、不採択とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会いたします。皆様、お疲れさまでございました。

午前10時00分 散会